



第 253 号



- 就任挨拶 東京都環境局産業廃棄物技術担当課長 土屋 隆之氏
- 被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例
- 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法
- 放射性物質汚染対処特措法



社団法人 東京産業廃棄物協会

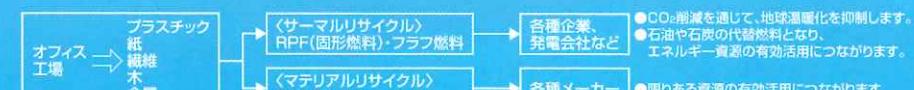
く 目 次

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009~11年度 収集運搬業
（検索）
産廃エキスパート
認定番号109-A0012

2009~11年度 中間処理業
（検索）
産廃エキスパート
認定番号109-C0012

有明興業株式会社
ARIAKE KOURYOU CO., LTD.
TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919
ECO4-J0844 INVESTOR'S GUIDE

株式会社 スプラウト

創業の理念は『地球環境保全の一助となる企業』です。

リサイクル事業部

産廃業に特化した人材派遣・業務請負業を行っております。



地球温暖化防止構想に基づき、平成20年より太陽光・EV事業部を発足。「CO₂低減の一助」として取り組みを行っております。

太陽光・EV事業部

太陽光発電（住宅、産業用）の販売施工を行っております。

まずは、下記ホームページから「太陽光発電マニュアル（無料）」の取り寄せを！ ネットに掲載されていない意外な情報が…。



営業 福島

『太陽光発電マニュアル』購入に失敗しない！3つのポイント無料プレゼント中！
<http://sprout-eco.jp> 太陽光・EV事業部の「小冊子無料プレゼント」をクリック！

本社住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-20-26-804 E-mail : sprout@drive.ocn.ne.jp
TEL 03-5428-6641 FAX 03-5848-6065 <http://sprout-eco.jp>

[就任挨拶]

環境行政の推進等に尽力

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物技術担当課長 土屋 隆之

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例について

東日本大震災により生じた廃棄物処理に特別措置法が施行され適正処理のため国が市町村の代行可能に

放射性物質汚染対処特措法

「災害防止には何らかの対策を行うだけでも効果がある」と東京労働局小山安全専門官が講演

法制度検討委員会、各委員会・部会から意見聞く

「中央環境審議会専門委員の委嘱を受けて」五十嵐委員が食品リサイクル専門委員会報告

青年部と女性部が義援金を被災地の3産廃協会へ

〔行政だより〕平成23年度第三者評価制度に177社申請

〔地球温暖化対策〕3.11 ECOからECOへ～未来の子ども達の為に私達ができる事～日本青年会議所関東地区東京ブロック協議会40周年記念シンポジウム

委員会だより（医療廃棄物委員会） 17

つぶやき「公害」その生きた歴史から怖さを学ぶ 20

新入会員紹介 21

協会の主な今後の日程 22

よろず相談（法律・欠格要件と許可取消要件の改正（1）） 23

お江戸ぶらぶら歩る記 30

事務局だより・編集後記 32

表紙の言葉（江戸手描提灯） 22

就任挨拶

環境行政の推進等に尽力

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物技術担当課長

土屋 隆之



8月1日付で廃棄物対策部産業廃棄物技術担当課長に就任いたしました土屋でございます。このたびの異動で、初めて環境行政に携わることとなりました。貴重な紙面をお借りしてご挨拶申し上げます。

環境行政は初めてとは申しましても、直前は財務局の建築保全部で、建築設備工事を担当し、常に環境を念頭に置いた仕事をしておりました。また、若い時分は、PCB対策で蛍光灯器具を交換し、安定器の分別保管なども行っており、このたび廃棄物に関する仕事をさせて頂くのもなにかのご縁があったものと思っております。

前職は、建築工事という性格上、安全に対する配慮が強く求められておりました。事故は現場作業に従事する個々人の不注意に起因する場合がほとんどであり、安全確保のためには日々の心がけが欠かせません。貴協会のホームページを拝見したところ、ヒヤリ・ハットの事例紹介があり、安全意識の高揚に努められていることを知り大変心強く感じました。

さて、都は、6月末に東京都廃棄物処理計画を改定いたしました。この計画は、東京から循環型社会

を実現していくために必要な施策を定めるものであり、平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とすることを目標とし、①3R施策の促進、②適正処理の促進、③静脈ビジネスの発展の促進の3本の主要施策を掲げております。

この中では、リサイクルの促進や有害廃棄物の適正処理の促進、優良な処理業者が優位に立てる環境づくりなど具体的な内容を示しており、都はこの計画に基づき廃棄物処理行政を進めてまいります。

また、国レベルの課題として大震災からの復興があります。我々のいる廃棄物処理の分野では、津波による莫大な量のガレキや原発事故に伴う放射能汚染廃棄物の処理が求められますが、対策はまだ緒についたばかりです。運搬、処理方法、処分場所など未解決の問題が山積しております。

こうした中にありますように、豊富な経験とノウハウをお持ちである皆様方のご協力が欠かせません。

今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げるとともに、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百十五号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第十五号。以下「改正省令」という。）については、平成二十三年七月八日に公布され、同日に施行されたところである。

【概要】

- 現行制度においては、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されている。
- 一方、東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの災害廃棄物の処理は、平時に市町村により行われている日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の処理とは全く異質のものとなっている。
- また、被災地の市町村の中には、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理のための人員や体制を確保することができない市町村もある。
- このような状況を踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村※1が災害廃棄物※2の処理を委託する場合には、平成26年3月31日までの間に限り、一定の基準※3の下で、受託者が処理を再委託することができる※4こととする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図る。

（※1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」。岩手県、宮城県、福

島県等の9県の148市町村が指定されている。

(※2) 東日本大震災により特にその処理が必要となった一般廃棄物（地震や津波により倒壊した建物等の残骸等）。

(※3) 再委託をする場合、以下のような基準（再委託基準）を満たす必要がある。

①再受託者が次のいずれにも該当すること。

イ) 再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ) 欠格要件に該当しないこと。

ハ) 自ら再委託を受ける業務を実施すること（再々委託は認めない）。

ニ) 市町村と受託者との間の契約書に、再委託先として記載されていること。

②再委託する業務の委託料が業務を遂行するに足りる額であること。
等

(※4) 再委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者（※3①イ～ニの基準に該当する者に限る。）については、受託者と同様、一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しない。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が施行され適正処理のため国が市町村の代行可能に

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）については、平成23年8月9日に衆議院東日本大震災復興特別委員長から第177回国会に提出され、8月12日に成立し、8月18日公布・施行された。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の概要

趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講すべき他の措置について定める。

主な内容

(1) 国の責務：迅速・適切な処理を図る

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、

①市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。

②災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

(2) 災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行

環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、

①当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制

②災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性

③災害廃棄物の広域的な処理の重要性

を勘案して必要があると認められるときは、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

(3) 費用の負担等：市町村負担の軽減

○環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。

○国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について

①必要な財政上の措置を講ずる。

②①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

(4) 国が講すべき措置：6つの措置を明文化

国は、災害廃棄物の処理に関して、

①災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等

②再生利用の推進等

③災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等

④アスベストによる健康被害の防止等

⑤海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等

⑥津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等の必要な措置を講ずる。

検討条項

国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せて東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

◇ 放射性物質汚染対処特措法

三党合意により放射性物質汚染対処特別措置法が8月26日に成立し、30日には公布され、一部が同日施行された。「法律のあらまし」によつて大要説明された。この部分は、平成24年1月1日施行されることになる。この法律は、省令により具体的な基準等が示され、法律の骨格は法律の指定が行なわれ、省令を待つことによって汚染対策を実施する。この法律に基づく対策地域内廃棄物の適正処理を行なうため、国が対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされています。

次に、対策地域外で、水道、下水道、焼却施設の発生汚泥や焼却灰等の汚染状態を調査し、国によつて指定廃棄物の指定が行われ、国が指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされています。
対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（あわせて特定廃棄物といふもの）以外の廃棄物（特定一般廃棄物、特定産業廃棄物）については、廃棄物処理法が適用されなければならない。
以上の基準から、基準がなく取り扱いにくく思っている放射能汚染廃棄物が、現在、法律によつて動いていくようになるか、強い关心をもつて今後の方針に注目していきたい。（専務理事 古川記）

- ◇ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染されている廃棄物（特定一般廃棄物）については、廃棄物処理法が適用されなければならない。（専務理事 古川記）
- 1 1 にに関する特別措置法（法律第一〇号）（環境省）
- (一) この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染への対応に關し、国、地方公共団体、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）等が講すべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに減することを目的とした。（第一条関係）
- (二) 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負つていることに鑑み、必要な措置を講ずることとした。（第二三条関係）
- (三) 地方公共団体は、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすこととした。（第四条関係）
- (四) 関係原子力事業者は、誠意をもつて必要な措置を講ずとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないことをとした。（第五条関係）
- 2 2 基本方針
- 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境汚染への対応に関する基本的な方針について、閣議の決定を求めることが必要であることをした。（第七条関係）
- 3 3 監視及び測定の実施
- 国及び地方公共団体は、監視及び測定を実施し、その結果を公表することとした。（第八条関係）
- 4 4 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
- (一) 関係原子力事業者は、事業所内の廃棄物の処理等及び事業所外に飛散した廃棄物の処理を実施することとしたはが、この法律に基づく措置のために専門的知識等を有する者の派遣等の措置を講じなければならないこととした。（第九条及び第一〇条関係）

- (二) 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- (1) 環境大臣は、国がその地域にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域を汚染廃棄物対策地域として指定することができる（以下「対策地域内廃棄物」という。）
した（第一一条及び第一二三条関係）
- (2) 国は、対策地域内廃棄物の処理をしなければならないこととした（第一五五条関係）
た（第一二一条及び第一三三条関係）
- (3) 一定の要件に該当する公共下水道、廃棄物焼却施設等の管理者等は、施設等から生ずる廃棄物の汚染状況を調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととした（第一六六条関係）
- (4) 環境大臣は、(3)の調査の結果、汚染状態が基準に適合しないと想定する者は、環境大臣に対し、(4)の規定による指定を申請することができるることとした（第一七七条関係）
- (5) 定廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の処理を行ななければならないこととした（第一九九条関係）
- (6) 国は、(4)の指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の処理を行ななければならないこととした（第一八八条関係）
- (7) 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の処理を行なう者は、基準に従い処理を行ななければならないこととした（第一一〇条関係）
- (8) 事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物（特定廃棄物等は除く。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「廃棄物処理法」という。）を適用することとした（第二二三条関係）
- (9) 関係
- (10) (8)の規定により廃棄物処理法が適用される廃棄物であつて、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがあるものの処理を行なう者は、廃棄物処理法で定める基準のほか、特別の基準に従い処理を行ななければならないこととした（第二二三条関係）
- (11) 一定の廃棄物処理施設の設置者は、当分の間、廃棄物処理法で定める基準のほか、特別の基準に従い維持管理をしなければならないこととした（第二二四条関係）
- (三) 除染等の措置等
- (1) 環境大臣は、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を除染特別地域として指定することができ、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、特別地域内除染実施計画を定めなければならないこととした（第二二二条及び第一八八条関係）
- (2) 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従つて、除染等の措置等を実施しなければならないこととした（第二二二条及び第一八八条関係）
- (3) 環境大臣は、汚染状況が要件に適合しないと認められる場合は、汚染状況重点調査地域を指定することとし、都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、汚染状況重点調査地域内の汚染状況について調査測定をすることができるのこととした（第二二二条及び第一八八条関係）
- (4) (6)の除染実施計画の対象となる区域へ以下「除染実施区域」という。内の土地であつて次に掲げるもの及びこれに存する工作物等に係る除染等の措置等は、次に定める者等が実施することとした（第二二五条第一項関係）
- イ オイ 国が管理する土地 国
ロ ル 都道府県が管理する土地 当該都道府
ハ ハ 市町村が管理する土地 当該市町村
ニ ニ 環境省令で定める者が管理する土地
ホ ホ 当該環境省令で定める者
カ カ 二に掲げる土地以外の土地 当該
イ イ 土地が所在する市町村
ア ァ (4)のホのうち農用地又はこれに存する工
ア ァ 作物等にあつては、当該市町村の要請によ
ア ァ り、都道府県が除染等の措置等を実施する
ア ァ ことができるることとした。また、(4)のイか
ア ァ ラホまでに掲げるもの又はこれに存する工
ア ァ 作物等にあつては、国、都道府県、市町村、
ア ァ 土地等の所有者等が、それぞれの合意によ
ア ァ り、除染等の措置等を実施することができる
ア ァ こととした（第二二五条第一項及び第二二項
ア ァ 関係）

- (6) 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地
域内の区域であつて、(3)の規定による調査
測定の結果等により汚染状態が要件に適合
しないと認めるものについて除染実施計
画を定めることとした。(第三六条関係)
- (7) 除染実施計画に位置付けられた除染等の
措置等の実施者は、除染実施計画に従つて、
除染等の措置等を実施しなければならない
こととした。(第三八条関係)
- (8) 除染等の措置等及び当該措置等の委託に
ついては、基準に従わなければならぬこと
とした。(第四〇条及び第四一条関係)
- (9) 国は、都道府県知事、市町村長等から要
請があつた場合、当該都道府県、市町村等
に代わつて自ら(二)に規定する措置(3)に規
定する都道府県知事等が実施する調査等を
除く。)を行うこととした。(第四二条関係)
- 5 費用 (一) 国は、地方公共団体が施策を推進するため
に必要な費用についての財政上の措置等を講
ずることとした。(第四三三条関係)
- (二) この法律に基づき講ぜられる措置は、原子
力損害の賠償に関する法律(昭和三六年法律
第一四七号)第三条第一項の規定により関係
原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害
に係るものとして、当該関係原子力事業者の
負担の下に実施されることとした。(第四四条
関係)
- (三) 国は、(一)に規定する社会的な責任に基
づく地方公共団体等が済りなくこの法律に基
づく措置を講ずることができ、かつ、当該措
置に係る費用の支払が関係原子力事業者によ
り円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる
こととした。(第四五条関係)
- 6 雑則 (一) 特定廃棄物又は除去土壤(以下「汚染廃
棄物等」という。)の不法投棄禁止、特定廃棄物
の焼却禁止、汚染廃棄物等の処理を業として
行うことの禁止を定める規定を設けることと
した。(第四六条)第四八条関係)
- (二) 報告徵収や措置命令等について必要な規定
を設けることとした。(第四九条)第五一条関
係)
- (三) 国は、汚染廃棄物等の処理のために必要な
施設の整備その他事故由来放射性物質によ
り汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置
等を適正に推進するために必要な措置を講ず
ることとした。(第五二条関係)

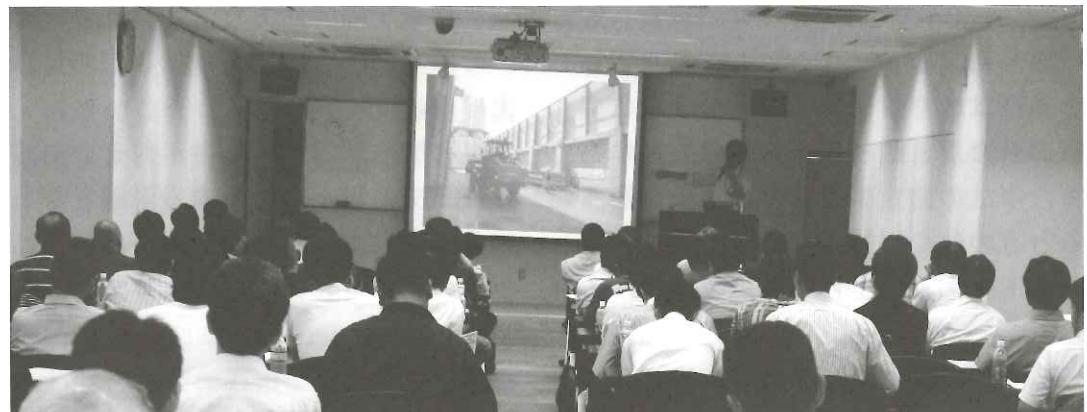


- 7 罰則 (一) 罰則について必要な規定を設けることとし
た。(第六〇条)第六三条関係)
- 8 施行期日等 (一) 政府は、この法律の施行後三年を経過した
場合において、この法律の施行状況を検討し、
その結果に基づいて所要の措置を講ずることと
した。(附則第五条関係)
- (二) 政府は、放射性物質に関する法制度の在り
方について検討を行い、その結果に基づき、
所要の措置を講ずることとした。(附則第六条
関係)
- (三) 政府は、原子力発電所において事故が発生
した場合における当該事故に係る原子炉等に
関する規制の在り方等について検討を行い、
その結果に基づき、所要の措置を講ずることと
した。(附則第七条関係)
- (四) その他この法律の施行に関し必要な規定を
置くとともに、関係法律について所要の改正
を行つることとした。
- (五) この法律は、公布の日から施行することと
した。ただし、4の(一)及び(三)、6の(一)及び(二)
並びに7の規定は平成二四年一月一日から施
行することとした。

『災害防止には何らかの対策を行うだけでも効果が ある』と東京労働局小山安全専門官が講演

(社)東京産業廃棄物協会は、平成23年8月24日(水)午後2時から4時30分まで、神田グリーンホールにおいて安全衛生推進委員会(伊藤雅人委員長)主催、東京労働局労働基準部 安全課・地方産業安全専門官の小山秀雄氏を招き、「労働災害防止対策について」と題する講演を行い、後半は委員会幹部の提出した実際の工場内の写真的な現状などから、どこに危険があるかを指摘、その対策を具体的に示した。今回の研修会には、関心も高く80名にも及ぶ出席者がおり、「災害防止には何らかの対策を行うだけでも効果がある」との講師の言葉が印象的であった。

なお、このほか、アスベストへの予防から救済までの対策、死を招く熱中症を防ごうとする職場における予防対策を簡単に取り上げ、さらに、第62回全国労働衛生週間が平成23年10月1日から1週間設定されており、産業安全運動100年記念として全国産業安全衛生大会が10月12日から14日まで東京国際フォーラムで開かれ、又産業保健フォーラムが10月25日に江東区住吉の「ティアラこうとう」で行われる予定があるので、関心のある方は出席して欲しいとの案内もあった。



講習会風景



伊藤委員長

研修会は、井野当
協会事務局長の司会
で始まり、まず伊藤雅
人安全衛生推進委員
会委員長から開会の
挨拶があった。

「今日は東京労働
局の小山地方産業安全専門官をお招き
して『廃棄物処理業における労働災害

防止対策について』お話し頂きますが、
東京労働局のご担当者がこうして来て
いただきお話しを承ることは大変有難
いことなので、今日は確りと勉強して
本人はもちろん会社に持ち帰って災害
に対処してほしいと思います。当社の
恥を申し上げますが、トラックの荷台
から降りる際に飛び降りて骨折する事
故があり、荷台に昇降用の梯子を設備

したのですが、せっかくの設備から足を滑らせ落下し骨折するという事故が起きました。災害は予期しないこと

で起こるもので、今日の講義をよく聞いて防止に努めて頂きたい。」

講演 『廃棄物処理業における労働災害防止対策について』 東京労働局労働基準部安全課地方産業安全専門官 小山 秀雄氏



講演する小山安全専門官

講演は、パワーポイントを使用して行われたが、最初に委員長の挨拶にあった事故の防止策として、梯子を降りるときの体の保持は、梯子の横桁の両サイドを握り、足との3点で保持する

ことが原則であると、黒板に図示されてから講演にはいった。

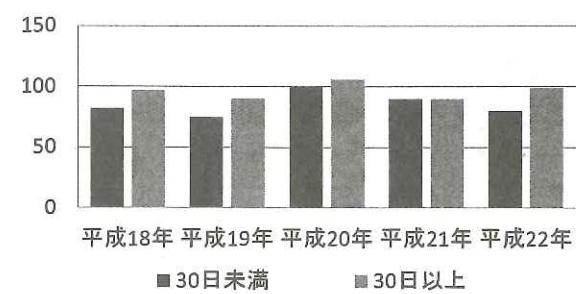
○災害発生状況

平成18年から同22年までの休業見込日数の動向（下図参照）をみると、30日未満、以上とも20年の100と106をピークに減少傾向にあり、90程度で横ばいであるが、重症度から見ると30日以上の重い傾向がある。

災害発生年と被災者年代との関係では、60歳以上のいわゆる老齢者が多いために思われるがちであるが、意外に災害の多くは40歳から49歳までと50歳

災害発生状況

休業見込日数	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
30日未満	82	75	100	90	80
30日以上	97	90	106	90	99
合計	179	165	206	180	179



から59歳までの働き盛りの人々が多いことが分かった。しかし、年を取ると回復はおそくなり、年齢を重ねるだけ体力の低下を感じる。また、作業別に重い災害の割合が150%以上のものを見るとトラックが最も多く、コンベア、およびフォークリフトなどが続いている。コンベアはベルトに引き込まれたり、フォークリフトはバック運転の場合が顕著である。経験期間と災害の関係では、経験が1か月の40件をピークに1年未満が239件となっており、年数を経るに従って低下して知識不足の解消と教育の必要性を感じられる。なお、傷病性質では骨折が最も多く対策が必要である。

○災害コストを見る

直接的な経費としては、労働者災害補償保険法（労働基準法）に基づく保障と、会社が直接支払う保障があるが、間接的な経費としては①人的損失（被災者本人と会社担当者や家族などの時間的損失）、②物的（金銭的）損失、すなわち機械設備の損傷、材料などの物としての価値の低下、代替え要員の手配による高コスト、③生産性の低下、すなわち労働者などが他の業務を行うための疲労などによる作業効率、代替え労働者の不慣れのための作業効率、他の労働者の労働意欲、熟練労働者の定着率などの低下、④信用の失墜、すなわち顧客との結果的な契約不履行、不慣れな労働者を入れるために生ずる各種問題や近隣住民との関係、⑤社会的責任（影響）、すなわち災害の内容によ

っては、刑事事件になる、そうならなくとも新聞やテレビに放送される可能性、などがあげられる。

○災害に遭うケース

理解しているようで実際には理解していないケースで、例えば仕事に集中していないで気が緩んでいる時とか、知識がないために禁止事項を行っている時、又は、このくらいは大丈夫だと思い実施した時、など。

○交通災害を検証する

どのような時に事故が発生しているかは、スピードの出しすぎか、わき見運転が多い。スピードを出す原因は、運行時間に余裕がない、運転者の性格、教育不足があげられ、このほか仕事が終わったからとして帰社を急ぐ時などが予想される。また、わき見運転の原因は、①次の行き先の確認をしてしまった、②カーナビをセットしていた、③たばこの灰皿を見てしまった、④携帯電話をしていた、などがあげられる。

その対策は、簡単に言えば、スピードを出すメリットを取り上げることである。

○スピードを出させない管理の仕方

“理想”はGPSを搭載した「デジタルタコメータ」と「ドライブレコーダー」の導入である。しかし、これには費用が掛かるので、ほとんど費用が掛からない方法を考えると、スピードを出す原因は「時間の短縮」にあるので、どこで、どれだけのスピードで走行し

ているかを常に監視することであり、GPSの利用が効果的。

○時間の短縮を認めない方法

ここで「時間の短縮を認めない方法はないだろうか」を考えると、次の条件を考えなければならない。

①都内で主要幹線道路を走行し、10kmごとに5か所で荷を積むとし、作業時間を1か所あたり10分とすると、総走行距離は60kmで作業時間は50分となる。これだけの条件では比較できないので、作業時間は別として標準的な運行計画を見ると、最高速度は一般道では主要道路で50km/h、それ以外では40km/hか30km/hが普通である。

②先ほどの例で計算上最も早い時間数は2時間20分となる。信号待ち時間など考慮すれば都内で1時間に40km走れば運が良かったとみるべきである。ここで、2時間30分で帰社した労働者に会社としてどう対処するかを指導する立場から考えると、安全面を主体として運行計画を立てると次のようになる。

③出庫8時、第一作業場での作業開始は8時20分、出発は8時30分となり、平均時速を30kmとすると、前記条件で考えると帰社時刻は10時50分となるが、この帰社時刻以前には、戻ることを認めないルールを作る。

④もっと単純に点検する方法としては、作業日報に出庫時刻と帰社時刻に加えて走行距離を記載させる方法もある。この例では、帰社時刻から出庫時刻を引くと外での作業時間数が出る。この数字を①として、1運行の走行距

離(km)を①で割ると作業時間を含めた平均速度が得られる。1か所当たりの作業時間は、作業内容ごとに検討する必要があるが、作業時間を含めた平均時速が30kmを超えることは、現実的には不可能にちかいことになる。

⑤以上のように3の方法が考えられるが、最後に示した単純に点検する方法は直ぐにでも実践可能であるが、最も効果的な方法は、安全面も考えて立てた運行計画に、客観的に協力を得て各作業場ごとにサインをもらい、同時に時刻を記入してもらうとかなり効果的な内容が得られることになる。このため、日報をこのような内容にすることを考えることで、最高速度を抑えることとなり、効率的な作業内容を得るとともに、安全を確保できることになる。



写真を指差し危険を示す

以上により前半を終了し、休憩ののち委員会幹部から提供された工場内の様子や道路上の危険度について、改善策を指示されるなど、充実した研修が行われたが、ここでは紙面の都合で内容は割愛させていただいた。最後に泉昌男安全衛生推進委員会副委員長の締めくくりの挨拶で、充実した研修会を終了した。

(堀田 記)

法制度検討委員会、各委員会・部会から意見聞く

今年度より、当協会の総務委員会(委員長 高橋会長)の分科会として「法制度検討委員会(以下、委員会)」が発足し、第1回委員会では①委員長選任、②委員会関連資料の確認と解説(古川専務理事)、③委員の役割について協議された。

第2回委員会は平成23年8月4日木曜日午後3時より、協会会議室にて開催された。当日の委員の出席は篠原委員長以下、各委員会を代表して、白井委員(収集運搬委員会)、高橋委員(建設廃棄物委員会)、千明委員(医療廃棄物委員会)、浜松委員(青年部)、山下委員(女性部)、森副委員長(広報委員会)の7名。また、古川専務理事、井野事務局長に同席していただいた。

議題は、1. 委員会の目的、位置付け、役割、進め方、課題検討プロセスについて、2. 各委員会での法令等に関する検討課題の報告、3. 今後の予定についての3点。

1.については、(1)当協会の各委員会・部会での検討課題の内容(法令に限らず実務上の問題点や身近な問題も含む)を委員会に提出。それらを整理し、勉強会を含めて理解を深め、内容を掘り下げる。その結果を各委員が所属する委員会等で結果の報告をするなどの内容が決められた。委員長より「委員各位は、各所属委員会・部会での法制度に関するリーダーとしての役割

を担ってほしい」と委員への期待が述べられた。

2.については、各委員より個人の意見の段階だが以下の通り報告された。

- (1) 広報委員会より、①優良業者制度の今後の在り方、②特別管理産廃の在り方、③廃棄物の区分の在り方、④一般廃棄物処理業許可の在り方、⑤委託契約書の簡素化についての5点。
- (2) 建設廃棄物委員会より、①欠格要件について、②業種指定の具体例についての2点。
- (3) 医療廃棄物委員会より、①許可申請時・更新時の書類の統一について、②県・市の指定ステッカーの制度について、③優良業者制度の情報公開について、④電子マニフェスト制度導入時の手続きの簡素化についての4点。
- (4) 女性部より、風評被害の実態について。

以上、それぞれの委員より報告された。

3.については、まず勉強会を実施し、各委員の法制度への理解を深めることを設けること。そして、委員会の検討テーマについては、11月以降に2回ほど討議する予定となった。

次回委員会の開催は、10月頃に法令の主旨、背景などについて勉強会を予定することで第2回委員会は終了した。

(株)ハチオウ 森雅裕記)

「中央環境審議会専門委員の委嘱を受けて」

— 食品リサイクル専門委員会報告 —



株式会社 五十嵐商会
代表取締役 五十嵐和代

このたび環境省中央環境審議会専門委員を仰せつかり、8月10日(水)13時から農林水産省三番町共用会議所で第一回会合が開かれました。私が所属する専門委員会は廃棄物の処理及びリサイクル推進に係わる重要事項に関する調査・審議する「廃棄物・リサイクル部会」の食品廃棄物のリサイクルに関する専門委員会（委員数15名）です。

ご存じのように、食品廃棄物のリサイクルは、平成13年に「食品リサイクル法」が施行され、食品関連事業者に対し食品循環資源の再生利用を義務付けています。さらに平成19年の法改正により、食品循環資源の再生利用等を一層促進する為に食品廃棄物等を年間100トン以上排出する食品関連事業者に対し、業種別の再生利用等の実施率目標が定められ、合わせて定期報告制度が創設されました。

またこの改正においては、食品廃棄物等の発生抑制を推進するため、平成21年度に行われる定期報告結果等を分析して、各業種について基準発生原単位を定める事としていましたが、今般、平成21年度から行われた定期報告結果の分析結果がまとめたことを踏まえ、当委員会で「発生抑制の基準作りと進め方を検討する」ものです。

今回の会合は、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会と合同で行われましたが、委員メンバーは、大学および大学院の教授、ジャーナリスト、流通業界、行政など多種多彩なメンバー構成です。会合は農林水産省の管家食品環境対策室長の司会進行で始まり、桜庭総合食料局次長の“食品廃棄物の発生抑制については、いろいろな見方や特徴があるので、それぞれの立場から意見を出してほしい”との主旨の開会挨拶があり、次いで座長選任となり、牛久保明那東京情報大学学長が選ばれました。その後、司会より各委員の紹介があり、議題審議に入りました。

審議の内容を大まかにまとめますと次の通りです。

① 合同会合の進め方について

毎回全員が集まって具体策を検討していくのは難しいので、いくつかのワーキンググループに分かれてその中で実践的な案を出していく。

② 基準発生原単位の策定検討について

食品廃棄物の発生抑制については、本来最優先で取り組むべき課題であるが、特段の結果がなかなか出ず発生抑制が充分出来なかったという反省に立ち、今後業種や業態の特性を踏まえ、食品関連事業者ごとの発生抑制目標を設定し、発生原単位が業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ることで、結果的に発生抑制に繋げるというものです。（注：発生原単位＝発生量／売上高・製造数量等）

③ 食品廃棄物の発生量について

食品廃棄物の発生量は、20年度に比べ21年度は減ったものの、再生利用実施率は、業種・業態により増減が見られ、全ての業種・業態でリサイクルが継続的にうまくいっているとは限らないことが明らかになりました。

④ 定期報告結果について

平成21年度から行われた定期報告の値から、食品廃棄物の発生量と売上高や数量の相関分析が行われ、強い相関があるものは適切な設定とし、なければ見直し再検証をしていくという、業種ごとの分析結果が報告されました。

以上のように今回の会合は、国がこれから発生抑制により力を入れていく為の方策としての基準の考え方や捉え方を、考え模索する内容でした。会合では各委員から活発な意見が出ましたが、私は、報告にあった食品廃棄物の発生減がイコール再生利用実施率の増とはならないのは、再生コストが一つの壁となり廃棄物の発生量減が再生量に必ずしも繋がらない事、また廃棄物の全体量を把握する時、例えばティクアウトされた食品は、廃棄物量としては計上されないが、売上高には計上され矛盾が出て正確性にかけるのではなど、現場での立場から種々意見を述べさせて戴きました。

これからも現場の実態を発信して本当に適切な基準を作る為のお手伝いをしていきたいと思います。

青年部と女性部が義援金を被災地の3産廃協会へ

活動の始まりは、青年部と女性部の共催事業からでした。共催事業として企画していたのが「アースデイ東京2011」。合同企画会議が数回実施され、企画がまとまり、どのように実行に移すかという会議内容になっていました。

そんな中に起きた3・11東日本大震災。震災後に開かれた会議で、「青年部・女性部として何か支援が出来ないか?」という討議に変更になりました。

支援物資や義援金と色々議論はありましたが、やはり東京産業廃棄物協会として、特色を生かした支援はできないものかと論議を尽くしたところ、『義援金を被災した県の産廃協会へ渡し、産廃業界の特色を生かした支援をその協会へ託すのが良いのでは』と意見がまとまりました。次に、「なるべく多くの会員の皆様に、ご協力を頂く為にはどうすればよいか?」を考えたところ、アースデイ東京の出展企画を急遽変更し支援金を募る企画へと変貌させました。

まず、支援金を募る為チャリティーグッズの販売企画で決定。グッズ選びから始まり、グッズのデザイン、宣伝チラシやポスターの企画作成、梱包や配送などなど、初めてやることではありながら、「皆さんの知識やアイディアを集結させると、何でもできちゃうんだなあ~」と感心致しました。また、企画→検討→商品化→販売などと、ビ

ジネスにおいても大変勉強に成る機会がもてました。

支援金を募るグッズとして、オリジナルTシャツとマグカップを完成させ、まずはアースデイ東京に臨みました。

開催当日も沢山の青年部員や女性部員のご協力を頂き、一般の来場者にも沢山購入頂きました。また、東京産業廃棄物協会の総会の際にも、沢山の会員の皆様にご協力を頂き、予定以上の成果を出せました。

集まった義援金は930,000円にもなり、これを被災した東北3県の岩手県産業廃棄物協会・宮城県産業廃棄物協会・福島県産業廃棄物協会に無事届けることが出来ました。

今回のチャリティーグッズをご購入頂きました会員の皆様方には心よりお礼申し上げるとともに、会員の皆様の温かいお気持ちを痛切に感じました。本当にありがとうございました。

また、今回の共催事業において大きな力を発揮できた経験を活かし、今後も更なる被災地への支援活動を続けるとともに、東京産業廃棄物協会の新たな力として力を合わせ活動してまいりたいと思いますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

(青年部一同)
(女性部一同)

みんなで使おう!
"再生紙"

行政だより

平成23年度第三者評価制度に8月末で177社申請

平成23年度における第三者評価制度の申請状況について第三者評価機関から東京都に報告がありましたのでお知らせいたします。

(なお、この数字は8月31日時点の数字です)

○申請者数

エキスパート 118社

プロフェッショナル 59社

合計 177社

○申請者からの主な声・意見

- ・全体的に評価項目がレベルアップしている。
- ・産廃エキスパートでは、評価基準が上がったため、難しくなった。
- ・評価項目の情報公開内容が詳細になり、満点取得が大変になった。
- ・社会保険料が未納であるため、申請できなかった。
- ・納税関係等の証明書類が多くなり、大変になった。
- ・排出事業者から第三者評価制度を取得しないのか聞かれることが多くなった。

委員会報告

医療廃棄物委員会(五十嵐委員長)

平成23年8月23日(火)15時から、5名の委員により開催された。

9月21日(木)協会会議室にて開催を予定している医療廃棄物勉強会について検討した結果、有害・医療廃棄物研究会理事の原田優氏を講師として迎える事になった。テーマは「医療廃棄物のより良い適正処理に向けて—廃棄物収集運搬業者・処分業者からの提言—」。

感染性廃棄物は密閉容器を使用するために内容物の確認が出来ない為トラブルが発生する事があり、適正処理に向けて排出者と産廃処理業者間のコミュニケーションを活かす為に廃棄物データシートの活用を考える内容。

次回の委員会は10月6日(木)15時から。

地球温暖化対策

3.11 EGOからECOへ～未来の子ども達のために私達ができる事～ 日本青年会議所関東地区東京ブロック協議会40周年記念シンポジウム

8月26日、東商ホール（千代田区）にて「3.11 EGOからECOへ」シンポジウムが開催された。冒頭、メッセージビデオが上映され、「人類は産業革命以降の約200年で急速な発展をとげ、多くの生物を絶滅に追い込んでいる。今年3月11日に発生した東日本大震災を体験した私たちが未来の子どもたちのために何ができるのか、一緒に考え行動しよう」とした。

〔基調講演〕

未来パンク理事長 田中 優

《今の原発事情》

スリーマイル島も Chernobyl も原発1基の事故だったが、福島は複数の原発が水蒸気爆発を起こすという未曾有の事故だった。そして今も濃い放射能は止まっていない。放射性物質のヨウ素131は半減期が短いため、現在では50万分の1程度に減少しているが、セシウムは半減期が長く、まだ量が下がっていない。セシウムはホコリにつきやすく、体内に入ると筋肉に集まる性質を持つ。

いま私達ができることは、落ち葉を取り除くことだ。拡散した放射性物質は、森がフィルタとなり木の葉が高濃度汚染されてしまったからだ。この落ち葉を適切に処理することは、今年の秋にやらなければならぬ作業だ。また、表土1～2cmをそっと取り除くだけで90%の放射能を隔離できる。学者は、充分な根拠のない危険な作業だ、というが、今やれば、私達の孫の代には汚染された地域に住めるようになるかもしれない。

《今の電力事情》

震災後、家庭での節電が強く叫ばれているが、日本の電力消費割合が一番多いのは事業者だ。電気消費のピークは、1年8760時間のうちのわずか10時間で、その9割が事業者の消費だ。事業者は電気料金が定額で、使えば使うほどむしろ得になる。この料金体系にも問題があると思う。節電すればするほど料金が下がるようにすれば、76%を消費している事業者の節電が促進するのではないか。

日本の発電所は、最大消費量にあわせて発電量を決めるため、58%しか稼働していない。一方、北欧やドイツでは72%が稼働している。これを可能にするにはピーク電力の波をなだらかにすればよい。例えばフランスでは、平日の電気料金を10%高くした。イギリスでは株式取引のように売買が可能だ。やれることをやってこなかったのが日本だ。いまある電気をいかに効率良く利用するか、方策を尽くしてはじめて、自然エネルギーを取り入れるべきだと考えている。

日本は自然エネルギーを利用しやすい環境にあり、技術は世界一にもかかわらず

ず、なぜ日本で自然エネルギーの導入が進まないのか。一つには電力会社が送電線を独占しているためだ。送電線を政府が管理し、発送電分離を実現することが火急の課題だ。

〔パネルディスカッション〕

パネリスト

環境雑誌『オルタナ』編集長

森 摂氏

環境エネルギー政策研究所

松原弘直氏

未来パンク 理事長

田中 優氏

コーディネーター

宍戸聰之氏

○暑い夏だったが、計画停電は起きていない。原発は必要ないので？

森 中部地方は自動車メーカーなどの集まるモノづくり地域だが、中部電力管内に1ヶ所しかない浜岡原発が止まり“脱原発”となつたが、乗り切っている。

○今後の自然エネルギーの動向について伺いたい。

松原 私の研究所では、2020年までに自然エネルギーを30%に、2050年には100%が実現可能と考えている。これは理想論ではなく、欧米では実現に向かっている。日本は自然エネルギーに恵まれている。この導入を妨げる政策を取り除けば資源大国になれるはずだ。再生エネルギー買取法が来年7月から施行されれば、爆発的に普及するだろう。

○未来を見据えて、今後のエネルギーについて私たちは何ができるのか。

森 日本人は、従来やってきたことを変えることや、意見の異なる人と議論するのが苦手だ。原発に関して意見の違う人と、まずは情報交換から始めてみてほしい。ドイツは、原発事故当事国の日本より早く、政府が脱原発の意思を決定した。原発大国のフランスでも国民の77%は原発に反対している。日本政府は、民意を取り上げざるを得ない日がくる。それまで、一人ひとりが意識を持ってほしい。私達は日本が良い国、一流の国であってほしいと願っている。自然エネルギーは一流の国であることに大きな役割を占めるはずだ。

(日栄産業株 吉本 記)

～協会の主な今後の日程～

(平成23年9月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
	6	火	政党要望	
	8	木	政党要望	
	9	金	多摩支部 施設見学会	(株)ミダック ふじの宮(静岡県)
	10	土	↓	
	13	火	全産廃連：(正副会長会議 12:00～)／第3回理事会 13:30～	全産廃連会議室
9	14	水	広報委員会 10:00～ 常任理事会 13:30～／第289回理事会 14:30～／法制度検討会 16:00～	協会会議室
	15	木	女性部 幹事会 14:00～／全体会 15:00～	協会会議室
	16	金	青年部 幹事会 13:30～／勉強会 15:00～	協会会議室
	21	水	医療廃棄物勉強会 14:30～	協会会議室
	26	月	安全衛生推進委員会 15:00～	協会会議室
	27	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	30	金	平成23年度 国内(外)処理施設見学研修会	岩手県
10	1	土	見学先：財クリーンいわて事業団・いわてクリーンセンター	
	6	木	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	14	金	全産廃連：第18回正会員事業研修 13:30～	泉ガーデンコンファレンスセンター
	19	水	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	20	木	女性部 幹事会／勉強会	協会会議室
	21	金	青年部 幹事会／若手社員との研修会	協会会議室
	25	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	

表紙の言葉

写真は山崎源七提灯店の8世、山田 記央氏が浅草雷門の店舗作業場で堂島提灯に文字を手描きしている図。当店は江戸時代からの浅草の老舗。描くものは祭礼や看板だけでなく、扇子・番傘・落語家のめくり等、実に多彩。何より多いのが三社祭りと付随するお祭りの提灯。代々受け継いでいる浅草寺・浅草神社の出入り職方として毎年2,000個以上を仕上げている。もちろん文字だけではなく絵も手描きするが、文字は中国の著名書道の大家・劉洪友先生直伝の書で、力強い筆勢ながら美しいと定評がある。

所在地／〒111-0034 台東区雷門2-9-9

TEL. 03-3841-8849/FAX. 03-3843-2885

ようこそ相談

弁護士

芝田稔秋

法律相談

改正で廃棄物処理法はどう変わったか(4)
欠格要件と許可取消要件の改正(1)

廃棄物処理法が平成22年5月に改正され、付隨する政令と環境省令とともに、平成23年4月1日から施行されている。本号は 欠格要件と許可取消要件の改正を取り上げる。

今般の改正では、欠格要件そのもの改正は少なくて、許可取消要件の改正が主であった。欠格要件と許可取消要件は密接に関係するが、厳密にいえば、両者は異なる制度である。

問1 欠格要件と欠格事由は、同じですか、違うのですか

答 「欠格要件」は、正確には「欠格要件制度」のこと、その略語である。つまり、許可申請がなされると、申請人が適正な処理業が期待できるか否かを審査し、予め設けた「欠格事由」のどれかに該当する場合には適正な廃棄物処理業が期待できないとして、不許可とする制度のことである。この制度のことを略して「欠格要件」と言っている。

これに対して「欠格事由」は、欠格要件制度の下で、許可申請がなされた場合に、申請人の資格がないとして扱われるための適正な処理が出来ないとする個々の事由のことである。

厳密にいうと、欠格要件と欠格事由は、本質的には異なる。欠格要件は欠格事由の一部か全部かの量的な差異の呼称ではない。欠格要件は恒常的な「制度」であり、欠格事由はそのときどきの個々の「事由」である。その違いは、法の改正で明らかになる。欠格事由は、追加・削減などの改正ができるが(現に何度も改正された)、欠格要件制度は容易に改正できない。

それでも「欠格要件」という言葉は、通常は「個々の欠格事由の総称」の意味に使われている。その場合は、欠格事由は、欠格要件の一部であり、構成要素である。この場合は、欠格要件は欠格事由と同義語である。そこで本稿でも、特に個々の欠格事由を指摘した方がよい場合は「欠格事由」と言うことにするが、そうでない場合は「欠格要件」ということにする。欠格要件の言葉の方が一般に知れ渡っていて、

使い慣れていると思われるからである。

問2 欠格要件と許可取消要件との関係はどういうことになりますか。

答 「欠格要件」は、許可申請者について、適正な処理が期待できない者を排除する制度であるから、欠格要件としては、申請者の身分や過去の経歴・行状に関する事由が取込まれる。

行為能力のない者のほか、“凶状持ち”が指摘される。すなわち、処理業において許可取消や刑事罰を受けた者とか、一般の法律で禁錮以上の刑罰を受けた者とか、暴力団関係の法律や、刑法の暴行・傷害等、暴力団が起こしそうな犯罪で罰金刑を受けた者などである。

これに対し、「許可取消要件」は、処理業の申請が許可され、営業活動が開始された以後に、問題行為があれば許可を取消すという制度であり、また、如何なる場合に許可を取消すべきかという基準のことである。その許可取消の基準ないし要件は、立法政策による。

許可取消要件は、必ず欠格要件を含む。欠格要件に該当するのに許可取消はしないなど、有り得ない。

問題は、許可取消要件は、欠格要件に該当する場合だけか、それ以外に取消す場合はないのかという問題であるが、許可取消は、欠格要件以外の場合にもある。懲罰的に許可を取消すべき場合などである。そのため許可取消要件の範囲は欠格要件より広い。

例えば、「不正な手段で許可を取得した場合」とか「この法律または法律に基づく処分に違反したとき」、「他人に違反行為をするよう、要求し、依頼し、唆したとき」などに許可を取消すなどである。

欠格要件と許可取消要件との関係は、欠格要件に該当したら必ず許可取消となり、許可が取消されたら欠格要件に該当するという密接な表裏の関係にある。欠格要件制度を設ける以上、許可取消は必須の制度である。

問3 今回の欠格要件の改正の特徴は何と言えよですか

答 今回の欠格要件の改正の特徴は、<不合理な連鎖をなくした>といえるでしょう。

今度の改正は、従来、欠格要件の<不合理な連鎖>が永久に続くと非難されていたのを、悪質な法令違反の場合にだけ、しかも一次連鎖だけに止めたことであり、また、役員の形式的な欠格事由による許可取消の場合は、当該欠格役員を排除すれば、5年を待たずに、すぐにでも許可申請ができるとされたことなど、役員の軽微な違反の場合と悪質な違反の場合とを分けて、制裁にメリハリを付けたことであり、

良い改正だと思う。

ただ難点は、せっかくのそういう良い改正が、条文が難しすぎて、読んでもすぐに理解できないことである。有難味や嬉しさが半減する。否、喜んでよいのか、サッパリわからない。

問4 改正法の欠格事由の形態ないし種類はどのようなものですか

答 処理法の欠格事由は、次の六つの形態ないし種類に分類できる。
改正法の欠格要件の規定は、「第〇〇条の場合に限る」とか、()の中に()が幾つも盛り込まれているため、非常に複雑でわかりにくい。一つの文章でまとめようとするためであろう。文章を分割すると()が減って、わかりやすくなるはずだ。

そこで、ここでは解りやすくするために、思い切って簡略化して、特徴的部分を捉えてみる。テンプラの“ころも”を除いた“中身”だけにしてみる。

なお、以下の「B・C・D」の形態の場合は、「欠格者になってから5年を経過しない者」という“年季明け”的期間が付くことを付言する。

◆ 欠格事由の形態ないし種類

- A：行為能力のない者
- B：刑事罰を受けた者
- C：行政罰（許可取消）を受けた者
- D：事業の全部の廃止届をした者
- E：おそれ条項に該当する者
- F：暴力団員（但し、産廃の場合だけ）

問5 欠格要件は、どのように改正されましたか

答 平成22年の「欠格要件」の改正は非常に少ないのでした。むしろ「許可取消要件」の改正に関係して欠格要件を改正したように思える。

欠格要件の改正を条文で比較すると、改正されなかった条項がかなりあることがわかる。

これに対して許可取消要件は、全部変わったし、条項も3ヶ条増えた。

産業廃棄物処理業についての欠格事由は、一般廃棄物処理業の欠格事由と共に通するものが殆どなので、一般廃棄物の欠格事由を取上げることにする。

《欠格要件の条文》 7条5項4号イ～ヌ

改正前

イ (行為能力のない者)	・同じ (改正なし)
ロ (禁錮以上の刑を受けた者)	・同じ
ハ (罰金刑を受けた者)	・同じ
ニ (許可を取消された者)	・改正あり。但し「許可を取消された者」を欠格要件とする点は同じ。
ホ (事業全部の廃止届)	・同じ
ヘ (廃止届をしたときの法人の役員)	・同じ
ト (おそれ条項該当者)	・同じ
チ (法定代理人の場合)	・同じ
リ (法人の役員の場合)	・同じ
ヌ (個人の使用人の場合)	・同じ

改正後

第2項 (任意的取消)

・同じ (任意的取消)

問8 各欠格事由について説明してください

答 欠格事由は以下のとおり、分類される。

A 行為能力のないもの (4号イ)

行為能力のないとされる者が列挙された。①成年被後見人、②被保佐人、③破産者で復権を得ないもの。

これら①～③に該当する者は、その身分にある間は永久に欠格者であり、5年という期間の限定はない。何年経っても申請はできない。そのかわり、その身分が解ければ、いつでも許可申請ができる。5年待つ必要はない。破産者も今日復権すれば、明日から許可申請ができる。

B 刑事罰を受けた者

この刑事罰を受けて5年経たない者が許可の申請をしたら、“凶状持ち”で、適正な処理業を営むことが期待できないとして不許可とされる。

刑事罰を受けた者の中には、許可申請をする当事者本人（法人と個人）があるほか、法人の「役員」とか、「政令で定める使用人」がある。

以下、C・D・E・Fみな同じである。

『刑事罰を受けた者』には、二つの形態がある。「禁錮以上の刑」と「罰金」を受けた者である。

B-①：禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者 (4号ロ)

・禁錮刑以上の刑には、禁錮刑と懲役刑がある。この欠格事由としての禁錮刑・懲役刑は、法令の種類や犯罪の種類には限定がない。廃棄物処理法は勿論、刑法の窃盗・詐欺・横領・公務執行妨害、道路交通法違反（飲酒運転など）、法人税法違反（脱税など）、どんな法律でもよい。

・禁錮刑・懲役刑に処せられても、執行猶予とされた場合は、執行猶予の期間中は欠格者であるが、猶予期間が無事に満了した場合は、翌日から許可申請ができる。さらに5年間、待つ必要はない。

B-②：罰金刑に処せられ、5年を経過しない者 (4号ハ)

・罰金刑は、法律の種類や犯罪の種類に限定がある。「処理法」、「浄化槽法」、「環境関連の法律」★、「暴対法」、「暴力行為処罰法」、「刑法」の中の「暴行、現場助勢、凶器準備集合、傷害、脅迫、背任罪」による罰金刑を受けた場合に限定される。

★ 環境関連の法律には次のような法律がある。

大気汚染防止法 水質汚濁防止法 悪臭防止法

振動規制法 騒音規制法

《許可取消要件の条文》 7条の4第1項・2項

改正前

第1項 本文（義務的取消）

1号	・同じ (義務的取消)
2号	・改正あり
3号	・改正あり
4号 ナシ	・改正あり 新規 追加
5号 ナシ	・改正あり 新規 追加
6号 ナシ	・改正あり 新規 追加

改正後

1号	・改正あり
2号	・改正あり
3号	・改正あり
4号 ナシ	・改正あり 新規 追加
5号 ナシ	・改正あり 新規 追加
6号 ナシ	・改正あり 新規 追加

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
ダイオキシン類対策特別措置法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- これらの法律以外で罰金刑になつても欠格要件には当たらないから、許可申請は受理されるし、許可を受けた後に、罰金を払つても許可取消にはならない。例えば、業務上過失致傷罪で罰金刑に処せられたとか、スピード違反などで罰金刑に処せられた場合である。欠格者にはならない。

C 過去に許可を取消された者で、取消の日から5年を経過しない者。

- 法人が許可を取消された場合は、取消のための聴聞の通知の60日前に当該法人に属していた役員も欠格者となる（4号ニ）。

分解して説明する。

C-①：許可業者（法人も個人も含む）が、処理法25条・26条・27条・第32条、禁錮・懲役または罰金刑に処せられ、それによって、許可を取消された者で、5年未満の者は「欠格者」であるから、許可申請は不許可となる。

- 今回の改正法では、法人の役員が、＜実質的に悪質な違反を理由とする許可取消を受けた場合＞と、実質的には悪質な違反とはいえない、軽い場合、つまり＜形式的な法令違反を理由とする許可取消を受けた場合＞とを分けて、許可取消が連鎖することを緩和したり、いったんは一次連鎖をして許可取消となるが、取消されても、5年を待たずに許可申請が出来る道を開くなどして、連鎖取消に軽重の区別を設けたので、今後、便宜上、「悪質な法令違反」と、「軽微な法令違反」という言い方で、説明をすることにする。

- 「悪質な法令違反」とは、処理法25条・26条・27条の違反、例えば、無許可営業や、無許可で施設の変更をしたり、処理業の変更をしたり、不正な手段で許可を取得するとか、不法投棄や不法焼却など、情状が特に重い法律違反を犯した場合などをいう。

C-②：水質汚濁防止法その他の環境関連法の違反によって「罰金」に処せられ、許可を取消された場合も欠格者であるから、許可申請は不許可となる。

C-③：法人で、「役員」又は「政令の定める使用人」のうちに欠格要件に該当する者があれば、その法人が欠格者となって、許可申請は不許可となる。
取消しの聴聞通知の60日前まで役員であった者も含む（4号リ）。

D 事業の全部の廃止届をした者（4号ホ・ヘ）

この形態は、一般廃棄物または産業廃棄物処理事業の全部の廃止届をした場合に欠格事由に当たるとするものであるが、平常の場合に廃止届を出すのは、なんら欠格事由とはならない。

なぜ、許可取消処分を行うことを前提にした行政手続法に基づく「聴聞」の通知を受けたときに許可全部の廃止届をした場合にだけ、欠格要件に当たるとされたのかというと、処理業者の中には、＜許可を取消されるぐらいなら、自発的に廃止届を出してしまえ、そうすれば許可取消処分はなくなるから、欠格要件には当たらないはずだ＞と、ズルイ発想のもとに、事業全部の廃止の届を出す者が居るため、そういう者も、実質的には許可取消処分をした者と同じように欠格事由に扱うという趣旨である。

この欠格事由も従前どおりであり、改正はない。

この欠格事由は、法人が行政手続法に基づく「聴聞」の通知を受けたときに、通知を受けた日の前60日以内に役員または政令で定める使用人であった者も同じように扱われる（7条5項4号ヘ）。

E 「おそれ条項」に該当する者（4号ト）

正しくは、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。

例えば、具体的には、上記の欠格要件には当たらないけれども、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。

具体的には、過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者とか、処理法その他の環境関連法違反の行為が累積しているとか、欠格要件指摘の法令違反で、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者などである。

その他、環境省の「行政処分の指針」（平成18年8月12日付）を参照されたい。

なお、おそれ条項は、該当しないと認められれば、許可申請はいつでも認められる。該当しなくなつてから5年を待つ必要はない。

F 産業廃棄物処理業特有の欠格事由

一般廃棄物処理業にはなくして、産業廃棄物処理業にだけ規定されている特別の欠格事由である。参考に、もう一度挙げることにする。

- ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の第6号に規定する暴力団員）（法14条5項2号ロ）
- ② 暴力団員でなくなってから5年未満の者（14条5項2号ロ）
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法14条5項2号ヘ）

次回に具体的な適用について取り上げる予定である。



お江戸ぶらぶら歩く記

ニお江戸の名所旧跡ニ

大森界隈を歩く⑦

ここから大森寺を訪ねるため、大森南4丁目の森ヶ崎にある東京労災病院の近くと聞いてかなりの時間を要したが、何とか探し当てた。大森寺は魄光山と号する日蓮宗の寺で、その沿革は、江戸時代からこの地に無縁塚があった。後に訪ねる大林寺40世日元が、明治38年（1905）4月に説教所として開いた。地元各宗派信徒の協力により護持。昭和22年（1947）2世日善のとき日蓮宗大森教会となり、4世日立が昭和40年（1965）堂宇を再建。昭和46年（1971）大森寺と改称したと伝えられる。



森ヶ崎鉱泉碑

境内に明治34年（1901）に建てられた森ヶ崎鉱泉碑があり、それによると、明治27年（1894）に鉱泉が掘られ、付近は明治30年（1897）頃より鉱泉宿が建ち、今次大戦中まで繁盛したという。このほか魄光大尊靈碑（無縁仏供養石碑）がある。



浦森稻荷

前ノ浦は海岸に近い水田地帯で半農半漁の人たちが住んでいたが、低地のための度々水害に見舞われたので、稻荷社を勧請して五穀の守護を祈ったのが当社の始まりであるといわれている。

宝暦年間（1751～1764）に前ノ浦の開

拓に努力した伊藤藤兵衛が当社を厚く信仰して社殿を整備した。祭神は宇迦之御魂命。末社に水神社（祭神・少童命）と白蛇辨天社（祭神・白蛇辨天）。例祭日は6月3日（現在は6月3日前後）。

次の三輪神社であるが、祭神は大国主命、天照皇大神、高龜神、菅原道真。当社の由緒によると創立は寛永年間（1624～1644）とされ、大正4年（1915）7月に古くから堀之内にあった貴船神社、天祖神社を号して堀之内の鎮守となったと伝えられている。



三輪神社

社殿の右脇に祭神・北村大人を祀る北村神社があり、由来碑が建てられ、その銘文に、当社は大森海苔養殖業に特に功績のあつた北村石見守（いわみのかみ）を祀り、当地の海苔養殖業者の崇敬するところとなつた由来が刻まれている。

大森地区最後の訪問先は大林寺で大森中2丁目と1丁目とのほぼ境に位置するところにある日蓮宗の寺院で、長亭山と号し薬王院とする池上本門寺の旧末寺である。寺伝によると、もとは真言宗の寺であったが、長享2年（1488）、2世に日円が法華の遊化の学僧、海徳阿闍梨日位と法論し、その教風に感じて弟子の礼をとり、日位を開山に迎えて改宗したという。7世日亨は天正の頃（1573～1592）

に七面大天女を勧請して境内に祀り、大森の七面様とよばれ戦前まで縁日には大変にぎわったが、戦災で堂宇を焼失ご再興されていない。



大林寺

また、12世日好は、享保期（1716～1736）に、村民の窮乏を解消する副業として麦藁細工を村民に教え、その製品を、近くの東海道往還で土産物玩具として販売させた。それ以来、大森村の名物として広く知れ渡り、呼吸の村民を救ったと伝えられている。

境内に、大森村の甲子講の人々が享保14年に建てたという「池上の道標」がある。以前は東海道から池上本門寺に至る大森間の宿のかどにあるが、交通事情の変化で現在は当寺の境内にうつされている。高さ1.62mもあり、道しるべとしては比較的大きい。正面に髭題目、その下に池上道と刻し、側面に15町で品川にいきぬけと書かれ、池上本門寺を参詣して品川宿へもそのまま行けることをしめしている。旧東海道に建てられた道標で都内に残るものは今日まで少なく江戸時代の交通資料としても貴重な存在とされている。このほか同寺に非公開ながら戦国武将の武田道遥軒信綱の作品とされる三面大黒天画像が秘蔵されている。

（この項終わり。明）

事務局だより 8月の就任から1か月があっという間に過ぎてしまいました。残暑が厳しい日もありましたが、会員の皆様如何お過ごしでしょうか。

事務局の中も、ようやく落ち着きつつあります。8月は比較的行事が少ないとはいえ、早く慣れようと研修会やら委員会などに参加させてもらい、また、懇親会にも出た関係上、行動時間が長くなり、寝不足気味でした。9月からは協会行事も本番に突入していきますので、体調を整えて、会員の皆様の役に立てるよう、張り切ってやって行こうと思いを新たにしています。

の中でも大きな課題は、公益法人制度改革、いわゆる新法人への移行（期限は平成25年11月30日まで）の具体的な対応です。現在、常任理事会や総会で決定された「基本方針」をもとに、事務局としては具体的な事務作業を進めようとしている段階です。どのようにすれば、より会員のため

になるのか、業界の発展のためには新協会はどのようなビジョンを持たなければならぬのか、等々、基本に立ち返らなければならないという、法人設立以来の転機にさしかかっており、それがまた協会30周年の節目とほぼ重なるとは思いもしませんでした。そのような時期に新事務局長として着任したのは、何かの不思議な縁ではないのかと感じています。

これまでの経験をフルに活用し全力で取り組んでいきますが、このような大きな課題には、高橋会長をはじめ役員、会員等の皆様のご協力・ご支援を頂きながら、事務局職員一丸となって対応していくことが最も重要であると思っています。

様々な日常の協会行事を行いながら並行して、この課題解決を図っていく過程においては苦難もあるうかと思いますが、会員の皆様の日夜奮闘の姿を思い浮かべ、難関を乗り切っていきたい。

（井野）

編集後記

残暑お見舞い申し上げます。台風12号が甚大な傷跡を残して日本列島を横断しました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。昨年はラニーニャ現象の影響で台風の発生が14個と平年値の25.6個を大きく下回りましたが、今年はラニーニャ現象が終息したとのことで発生数は25～26個前後と平年並みになると予測されています。9月とはいえ、まだまだ、台風被害が予想されますので、皆様におかれましてもお気をつけいただきたいと存じます。

世界陸上2011が、日本国内ではさほど盛り上がりがなかったのですが、閉幕しました。目標となっていたメダル2個、入賞5人にはおよばず、メダル1個、入賞4人という結果でした。それでも選手達の一生懸命さには感動があり、勇気づけられた方も多いかと思います。36歳の室伏広治選手（ハンマー投げ）の金メダルには、オジサン世代

は勇気をもらったのではないかでしょうか。今後は、福島千里選手（短距離）を筆頭に、若い世代に期待したいものです。

新首相が任命され、新内閣が発足しました。震災からの復旧・復興、原発事故の収束、震災・原発事故被災者および被災地の救済、円高デフレ対策等々、解決すべき課題は山積み状態です。ドジョウの強靭な力、推進力とスピードに加え、若い力にて、挙党一致だけではなく、与野党一体、政官民一体で、国民の期待に応えていただきたいと願うばかりです。マスコミ、政治評論家中には、またまた短命内閣との酷評があります。じっくりと腰を据えて、山積み課題を一歩一歩、少しずつでも解決していくことを願う、期待する、要望するのは、私だけでしょうか。震災直後に集結できた日本人の底力を、もう一度、継続して出し合おうではありませんか。

（乙賀）

とうきょうさんぱい 2011 第253号

発行人 高橋俊美
企画・編集 高広報委員会
発行所 法人 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団 法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



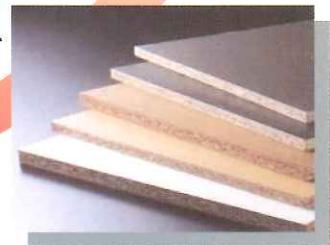
不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます